

中学校給食のご案内



羽曳野市教育委員会

令和7年度2学期（9月）から市立中学校・義務教育学校（後期課程）において生徒全員に給食を提供する全員喫食について、下記のとおりお知らせします。

生徒の心身の健全な発達と、生涯にわたる望ましい食習慣の実践に向けて、安全・安心な学校給食の提供に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

1. 給食の内容について

①給食の内容

主食（米飯またはパン）、副食（おかず3～4品）、牛乳（200ml）が基本の献立内容です。

②献立・食材

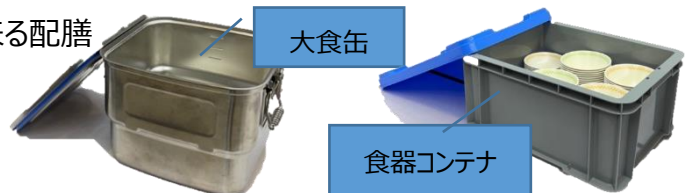
- ◆ 献立は、小学校と同様の内容を基本とし、市の栄養士、栄養教諭等が中学生の栄養バランスを考え作成します。
- ◆ 食材は、小学校と同様の方法により調達し、安全で安心な食材の確保に努めます。
- ◆ 献立が小学校と同じ内容を基本とすることから、就学期を通じて食物アレルギー対応をとることが可能です。

給食のイメージ



③調理・配送

- ◆ 市立中学校5校は、市が審査・選定した民間の調理委託事業者の施設（※）で調理し、義務教育学校（後期課程）では、市の給食センターで調理し、各校へ配送します。
（※株式会社万福・平野学校給食センター）
- ◆ 給食は、保温性に優れた食缶に入れて、温かいものは温かい状態で学校の配膳室に届きます。
- ◆ 配膳員は、給食当番が給食を受け取りに来る配膳場所まで食缶や食器を運搬します。

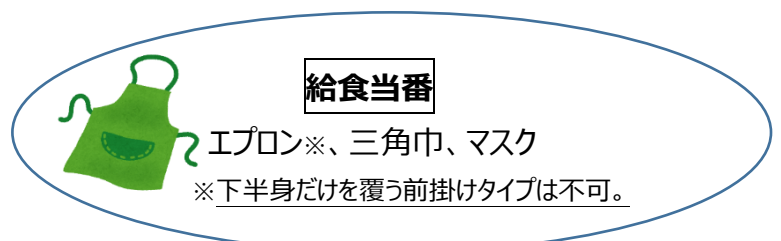
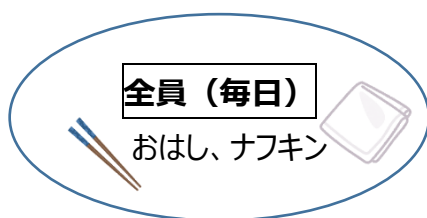


④配膳・片付け

- ◆ 給食当番が、配膳場所から教室まで食缶や食器を運び、献立を食器に盛り付け配食します。
- ◆ 喫食後は、給食当番が、食器、食缶などを各クラスの配膳場所へ返却します。

2. 生徒の持ち物について

～ご家庭からご持参いただくもの～



3. 給食費について

- ◆ 保護者にご負担いただく給食費は、1 食あたり 300 円です。
- ◆ ご負担いただいた給食費は食材料費分に充て、その他の物価高騰による不足分や調理等学校給食の運営に必要な経費については、市が負担します。
- ◆ 学校諸費とは別で徴収します。



【給食費のご負担額】

令和 7 年度	保護者	羽曳野市
1 食あたりの単価	1 食 300 円	左記を除く必要な経費 (調理費用や食材料費高騰分など)

※就学援助費を受給されている方は現物支給となるため、ご自身で納付いただく必要はありません。

※生活保護費を受給され給食費を福祉事務所が代理納付している方は、ご自身で納付していただく必要はありません。

4. 口座振替について

- ◆ 支払いの方法は、原則、保護者の預貯金口座からの振替による後払い方式とし、市が直接給食費の徴収・管理業務を行う公会計を実施します。学校や教育委員会で現金のお預かりはできません。
- ◆ 口座振替の登録については、専用の Web サイトから申込みをお願いします。登録に必要なご案内は、学校より配布します。
(本市は、口座振替 Web 登録サービスの提供を大阪ガスファイナンス株式会社に依頼しています。)
- ◆ 給食費の 1 食あたりの金額に年間予定実施回数を掛けて算出した額を 6 期に分けて口座振替します。年間予定実施回数が実際の喫食数と異なる場合は、最後の口座振替時に調整します。

【口座振替の予定】

納期区分	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
口座振替日 (納期限)	7 月 28 日	8 月 28 日	10 月 28 日	12 月 29 日	3 月 2 日	3 月 30 日
納付額 (予定)	9,000 円 程度	9,000 円 程度	9,000 円 程度	9,000 円 程度	9,000 円 程度	調整額

※口座振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日が口座振替となります。

※令和 7 年度は第 3 期から第 6 期までの口座振替となります。

- ◆ 納付額、口座振替日については、市より学校給食費納付額決定通知書にてお知らせします。
- ◆ 口座振替日に残高不足等により、口座振替が不能となった場合は督促状と納付書を送付しますので、そちらに記載された指定期限までに納付してください。

5. 学校給食の停止（再開）の手続きについて

◆ 食物アレルギーや傷病等、やむを得ない事情で給食の停止もしくは再開を希望する場合は、届出が必要です。必要な書類を学校へ提出してください。届出を受理した日の平日 5 日後以降より学校給食の停止及び再開が可能です。



【給食の停止手続きによる給食費請求について】

届を受理した日	1 日後	2 日後	3 日後	4 日後	5 日後
停止届受理	給食費発生	給食費発生	給食費発生	給食費発生	発生せず

※ 休日を除く日の 5 日後となります。

【給食の再開について】

届を受理した日	1 日後	2 日後	3 日後	4 日後	5 日後
再開届受理	給食なし	給食なし	給食なし	給食なし	給食あり

※ 休日を除く日の 5 日後となります。

6. 食物アレルギー対応が必要な場合の手続きについて

◆ 中学校給食では、生徒の安全のため、「羽曳野市学校における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」を提出している生徒に対し、以下の対応を実施します。対応が必要な場合は、必ず学校へお申し出ください。

なお、食物アレルギーへの対応については、詳細を下記 WEB サイトに掲載しておりますのでご確認ください。

<https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/gakkoukyouiku/syokuiku/16076.html>

① 詳細予定献立表での対応

給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、それをもとに保護者と学校が事前確認を行います。誤った対応を防ぐため、生徒の自己除去による対応はできません。

② 家庭からのお弁当持参

教室では、事前に確認した献立表等と照らし合わせ、献立の中で食べることができないおかず等の配膳は行いませんので、その日の献立にあわせて 1 食分や食べられないおかずの代替分をご家庭から持参してください。なお、除去食調理、代替食の提供はありません。

③ 飲用牛乳の停止

乳アレルギーの場合、飲用牛乳の停止が可能です。（飲用のみ）

④ 書類の提出について

学校生活管理指導表については、学校へ提出してください。
市への提出は不要です。



7. 就学援助・生活保護を受けている場合の学校給食費について

- ◆ 就学援助費を受給されている方は、現物支給となるため給食費の納付は必要ありません。
- ◆ 生活保護費を受給されている方で、給食費を福祉事務所が代理納付している場合は、給食費を保護者の方に納付していただく必要はありません。
- ◆ 就学援助も生活保護も申請月からの認定となりますので、認定以前の分は納付が必要です。また、就学援助の認定の対象でなくなった場合や生活保護が廃止になった場合も、その月から給食費の納付が必要になります。

